

別 記

第1号様式（第2条関係）

寄 附 金 申 込 書

次のとおり「大多喜町ふるさとづくり」のため、寄附をしたいので申し込みします。
年 月 日

千葉県大多喜町長 宛

住所 〒 ー

フリガナ
氏名（企業・団体名）

印

連絡先（TEL）

寄附金 一金 円也

上記寄附金の使途を指定 する。 ・ しない。（いずれかに○を記入してください。）
※寄附金の使途を指定する場合は、指定欄に○を記入してください。
寄附金の使途が複数ある場合は、裏面の備考欄へ寄附金額を記入してください。
寄附金の使途を指定しない場合は、条例により町長が事業の指定を行います。

指 定	事 業 の 区 分
	(1) 高速バス運行事業
	(2) 面白峡遊歩道整備事業

氏名、寄附内容の公表について、次のいずれかの番号に○を付けてください。

- 1 氏名・寄附内容（金額）の公表をしても良い。
- 2 寄附内容（金額）のみ公表を希望する。（匿名を希望する。）

町外に在住し、寄附された方のうち希望者に、町から返礼品をお贈りします。
次のいずれかに○を付けてください。

町からの返礼品を 希望する。 ・ 希望しない。

寄附金の使途の指定内訳

指定事業の種類及び概要・主旨		備 考 (指定事業等について具体的な意見がある場合は御記入ください。)
(1) 高速バス運行事業	<p>本町は、千葉県のほぼ中央部に位置し首都圏中央連絡自動車道（圏央道）市原鶴舞 I C から 12 km の距離にあります。</p> <p>平成 25 年 4 月市原鶴舞 I C の開通により、神奈川県や東京都からのアクセスが飛躍的に向上し、東京湾アクアラインを利用すると都心から約 1 時間で本町へのアクセスが可能となりました。</p> <p>この交通網の整備により本町への観光客も増加し、また、本町へ居住し、高速バスを利用して都心へ通勤、通学することも可能となりました。</p> <p>しかし、現在高速バスの運行本数は 1 日数本であり、観光、通勤、通学に利用するには十分といえる状況で無く、今後積極的に高速バスの整備を実施し、利用者の利便性の向上を図る必要があります。</p> <p>町では、より多くの観光客の誘致や都心への通勤、通学を可能とし、定住化を促進するため、高速バスの整備に取り組んでまいります。</p>	
(2) 面白峡遊歩道整備事業	<p>町内の観光地の一つである養老溪谷は、緑に囲まれた大多喜町の中でも特に優れた自然景観を有する地域で、貴重な溪谷美を呈しています。とりわけ栗又の滝は県下最大の名瀑と知られ、養老川周辺の溪谷や養老溪谷温泉郷とともに通年型レクリエーション地区として多くの方に利用されています。</p> <p>この「栗又の滝」を起点とし、岩ツツジで有名な「水月寺」下流までを終点とした養老川沿い約 2 km にわたり栗又の滝遊歩道が設けられています。点在する大小の滝、垂直に迫る断崖、川面を覆うもみじといった景観の中、清流のせせらぎや小鳥のさえずりを聴きながら散策することが出来ます。</p> <p>町では、この栗又の滝遊歩道の終点からさらに下流の観光拠点施設までの約 2.5 km にわたり面白峡遊歩道として延伸をする計画があります。供用中の栗又の滝遊歩道と合わせ総延長約 4.5 km に及ぶ養老川沿いの遊歩道を整備し、豊かな自然環境や川沿いに生息する多様な動植物と親しめる場を提供するため遊歩道整備に取り組んでまいります。</p>	

寄附者の意見欄（御自由に御記入ください。）

※お寄せいただいたメッセージは、公表する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。